

多久市課設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市課設置条例の一部を改正する条例

多久市課設置条例（平成 2 2 年多久市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 6 号を削る。

第 2 条第 5 号に次のように加える。

オ 公共施設のマネジメントに係る総合調整に関すること。

第 2 条第 1 6 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（多久市議会委員会条例の一部改正）

2 多久市議会委員会条例（平成 3 年多久市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号ア中「、国民スポーツ大会推進課」を削る。